

【資料1】

訴状の概要

原告ら訴訟代理人

弁護士	大	橋	さ	ゆり
弁護士	加	島		宏
弁護士	康		由	美
弁護士	定	岡	由	紀子
弁護士	中	島	光	孝
弁護士	吉	田	恵	美子
弁護士	大	河	原	壽
弁護士	奥	村	一	彦
弁護士	中	島		晃
弁護士	諸	富		健

請求の趣旨

- 1 被告は、相手方西脇隆俊に対し、
 - (1) 金116,886円及びこれに対する2019年9月17日から
 - (2) 金38,024円及びこれに対する2019年10月16日から
 - (3) 金237,612円及びこれに対する2019年11月15日から各支払済みまで、いずれも年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告らは、いずれも京都府に居住する住民である。
- 2 被告は、京都府の知事である。
- 3 原告らが被告に対し、損害賠償請求を求める相手方西脇隆俊は、2019年9月から11月の時点で、京都府知事の地位にあった者である。

第2 主基田抜穂の儀他大嘗祭関連行事への公金支出の事実

京都府知事らは、次の1乃至3のとおり、「主基田抜穂の儀」、その他大嘗祭に係わる各行事に公人として参列し、あるいは出張、その結果、京都府をして計392,522円の給与の支払い、及び旅費の支出をさせた。

- 1 2019年9月27日、南丹市で行われた「主基田抜穂の儀」に京都府知事、京都府農林水産部長が参列し、農林水産部主査が府庁から出張した。同日にかかる給与は、同月17日に支給された。
- 2 2019年10月15日、京都府東京事務所長が「主基田」で収穫された新穀献納の儀に参列

するため東京事務所(会館)から皇居に出張した。同日にかかる給与は、同月16日に支給された。

3 2019年11月14、15日に行われた大嘗宮の儀に京都府知事が参列し、16日の大饗の儀、とりわけ「悠紀殿供餞の儀」と「主基殿供餞の儀」に参列するために京都から出張した。同日にかかる給与及び旅費は、同月15日に支給された。

第3 本件公金支出が違憲違法である理由

1 政教分離原則違反

本訴訟は、一連の天皇代替わり諸儀式の中で、京都府が独自のかかわりを持った「主基田」関係の宗教儀式を問題にしている。

主基田の儀式が宗教儀式であることは、監査請求結果でもはっきりとこれを認められている。

日本国憲法は、第20条第3項において、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定している。また、第89条においては「公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定している。これらの規定(政教分離規定)は、「国」だけではなく地方自治体にも及ぶ。

京都府知事をはじめとする職員(地方公務員)が「主基田」関係の宗教諸儀式に関与し、これに公金を支出すること(職務とは言えない業務に従事していた時間にまで給与を支出し、旅費を支払うこと)は、明らかに政教分離原則に違反する。

2 相手方西脇隆俊の責任

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を代表する者であり(地方自治法147条)、財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するとされているから、上記財務会計上の行為の適否が問題とされている当該住民訴訟において、同法242条の2第1項4号にいう「当該職員」に該当する(最判平成5年2月16日・民集47巻3号1687頁)。

相手方西脇隆俊は京都府知事として、本件支払い・支出の権限を本来的に有するとされている者であり、同法242条の2第1項4号にいう「当該職員」に該当するところ、上述のとおり、大嘗祭関連行事への公金支出は違憲違法であるから、京都府に対し、本件公金支出金相当額の損害を与えたものである。

したがって、相手方西脇隆俊は京都府に対し、その損害を賠償する責任を負う。

第4 監査請求

原告らは、本件公金支出について、2020年8月21日付けで地方自治法第242条第1項に基づき監査請求を行なったが、京都府監査委員は同年10月5日付けで棄却決定をし、原告らは同月6日に同監査結果を受領した。

第5 まとめ

よって、違憲違法な本件公金支出を行った相手方西脇隆俊は、京都府に対して損害を賠償する責任を負うのであり、原告らは、地方自治法第242条の2第1項4号に基づき、被告(京都府知事)が、相手方西脇隆俊に対して、請求の趣旨第1項ないし第3項記載の金員を支払うよう請求することを求める。

以上